

## 特定非営利活動促進法（NPO 法）改正の概要

※ [条例〇](#)、[規則〇](#)はそれぞれ、条例改正案及び規則改正案の項目番号に対応しています。

### 1. 総則

---

#### （1）目的の改正…[条例 1](#)

目的規定について、認定制度・仮認定制度の導入に伴って、「運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること」という記述が加わりました。

#### （2）活動分野の追加…[条例 2](#)

これまでの 17 の活動分野に加え、次の 3 つの活動分野が追加されました。

- ① 観光の振興を図る活動
- ② 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ③ 法第 2 条別表各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市が条例で定める活動

### 2. 認証制度の見直し

---

#### （1）所轄庁の変更

2 以上の都道府県に事務所を設置する NPO 法人については、これまで内閣府が所管庁となっていましたが、主たる事務所の所在する都道府県に（一つの政令指定都市のみに所在する NPO 法人については、当該政令指定都市に）移管されます。

#### （2）認証手続等の簡素化・柔軟化…[条例 3～5、7](#)

- ① 縦覧期間中に軽微な不備に係る事項があった場合は、申請書の受理から 1 ヶ月間は補正が可能になります。
- ② 認証審査期間は、縦覧期間が終了した日から 2 ヶ月以内で都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めた場合は、その期間に短縮されます。
- ③ 社員総会の決議について、書面や電磁的記録による社員全員の同意の意思表

示に替えることが可能になります。

- ④ 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないとの規定が削除されました(定款による代表権の制限で第三者に対抗することができるようになります)。
- ⑤ 定款の変更の際に、所轄庁へ届出のみで足りる(認証を要さない)事項として次の事項が追加されました。
  - 役員の定数
  - 会計に関する事項
  - 事業年度
  - 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものを除く)
- ⑥ 届出事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、当該定款の変更に係る社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならないとされました(現行は、事業報告書等の提出時に届け出ることとされています)。
- ⑦ 解散時における解散公告について、「清算人の就任後2月以内に、少なくとも3回」から「解散後、遅滞なく、少なくとも1回」に簡素化されます。

### (3) 未登記法人の認証取消し

設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6ヶ月を経過しても設立を登記しないときは、認証取消の対象となります(合併の場合も同様)。

### (4) 会計の明確化

NPO法人が作成すべき会計書類のうち、「収支計算書」が「活動計算書」(活動に係る事業の実績を表示するもの)に変更され、あわせて、設立時に作成する「収支予算書」が「活動予算書」に改められます(当分の間は収支計算書若しくは収支予算書で提出可能)。

また、活動計算書及び貸借対照表を「計算書類」とし、財産目録は、附属明細書的な位置づけになります。

### (5) 情報開示の充実…条例 6 規則 1

- ① 事業報告書等(事業報告書、貸借対照表、活動計算書、財産目録、年間役員名簿、社員名簿)、最新の役員名簿及び定款等を、主たる事務所だけでなく、従たる事務所においても原則閲覧させることが必要になります。
- ② 所轄庁は、事業報告書等、役員名簿、定款等の閲覧に加え、これらの書類の謄写の請求があったときは、これらを謄写させることとされました。

### 3. 認定制度・仮認定制度の導入

---

#### (1) 新たな認定制度の創設…**条例 8～13、16** **規則 2**

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁（都道府県又は指定都市）の認定を受けることができるようになります（現行の国税庁による認定制度は廃止）。

##### 【認定の要件】

- ① 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準（パブリックサポートテスト（PST）基準）として次のいずれかに適合すること
  - 相対値基準：経常収入金額のうちに寄付金等収入額の占める割合が5分の1以上
  - 絶対値基準：3,000円以上の寄付を行った者が平均100人以上
  - 個別の条例指定：その事務所が所在する地域の地方団体から、住民の福祉の増進に寄与する法人として、条例により個人住民税の控除対象として個別の指定を受けた法人であること
- ② 活動の対象や便益の及ぶ者が会員等に限られるなどの共益的な活動が50%以下
- ③ 運営組織及び経理について適正であること
- ④ 事業活動について、一定の要件を満たしていること
- ⑤ 情報公開が適正にされていること
- ⑥ 所轄庁へ事業報告書等が提出されていること
- ⑦ 法令違反、不正の行為などが無いこと
- ⑧ 設立後1年を超える期間を経過していること

##### 【認定の有効期間】

認定の有効期間は、当該認定の日から起算して5年とし、その満了後に有効期間の更新を受けようとする場合は、有効期間の満了の6ヶ月前から3ヶ月前までに申請を要します。

##### 【認定NPO法人の情報開示等】

認定NPO法人は、以下の書類を事務所に備え置き、閲覧させなければなりません。

- 認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- 寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 前事業年度の寄付者名簿（備え置きのみ、閲覧の対象外）
- 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

- 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡に関する事項、寄付金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

## (2) 仮認定制度の導入…[条例 14～16](#)

設立初期のNPO法人、特に設立後5年未満の法人については、財政基盤が脆弱な法人が多いという事実に鑑み、1回に限り、スタートアップ支援として、PST要件を免除した仮認定(有効期間は3年間)により税制優遇を受けられる制度—仮認定制度—が導入されます。

経過措置として、改正NPO法施行後3年間は、設立後5年以上の法人も仮認定の対象になります。

## (3) 監督規定の整備

- 所轄庁は、必要に応じて、監督権限(報告徴収及び立入検査、勧告、命令、認定取消し)を行使することができます。また、その他の事業から生じた利益が、特定非営利活動に係る事業に確実に充てられることを担保するため、必要に応じて、その他の事業の停止を命ずることができます。
- 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人について、所轄庁による監督を補完するため、従たる事務所所在地の知事も、当該都道府県内において、一定の監督権限(報告徴収及び検査、勧告、命令)を行使することができます。
- 所轄庁と従たる事務所所在地の知事が、関係機関と連携して監督できるよう、関連情報の通知などの仕組みを設けることとされます。

## 4. その他…[条例 17～20](#) [規則 3～6](#)

---

### (1) 情報の提供

内閣府及び所轄庁は、NPO法人の活動状況に関するデータベースの整備などを通じて情報提供に取り組むこととされました。

### (2) 施行期日

この改正は、平成24年4月1日から施行されます。

### (3) 検討

改正法施行後3年を目途として、認定制度や「特定非営利活動法人」という名称の在り方について見直しがなされることとされました。